

# 平成28年8月11日時点の判事及び判事補の実人数等の将来予測

59期弁護士 山中理司(大阪)

- \* 1 判事新任の時期は、44期から52期までは毎年4月上旬であり、53期から59期までは毎年10月中旬であり、60期以降は毎年1月16日である。
- \* 2 新任判事数は、現在の判事数及び判事新任後の依願退官者数の合計から、弁護士から直接判事になった人数を控除することで算出した。  
ただし、判事新任の時期に検事に転官している人がいたり、外務省への出向等により判事新任時期がずれる人がいたりするため、**それぞれの期について若干名の誤差はある。**
- \* 3 ①-②が、判事補からの新任判事の任命がないと仮定した場合の判事の自然減の人数であり、③-④が、新任判事補の任命がないと仮定した場合の判事補の自然減の人数となる。
- \* 4 59期の判事新任は平成28年10月16日であるのに対し、現行60期の判事新任は平成29年9月20日であり、新60期の判事新任は平成30年1月16日であることから、基準日をずらして予測した。
- \* 5 平成28年以降の判事の自然減(①-②)は、直近4年の平均を取って76人とし、同年以降の判事補の自然減(③-④)は、直近5年の平均を取って109人とした。
- \* 6 平成28年以降の新任判事数は、対象期の新任判事補数×94.9%(直近5年の平均)で算出し、同年以降の新任判事補数は、直近5年の任官者数の平均を取って96人とした。
- \* 7 この表による将来予測を前提とした場合、平成33年度までに判事の定員を少なくとも79人、増員する必要があることとなる。
- \* 8 58期が判事に新任された平成27年10月16日から、同年11月30日までに退官した判事は6人である。  
そのため、同日時点の判事の実人数は1921人であり、欠員は32人であったから、平成27年度の32人の判事定員の増員がなかった場合、判事の欠員は0人となっていた。
- \* 9 平成28年8月5日時点の59期判事補の実人数は112人であり、そのうちの弁護士任官者数は2人である。

基準日	判事							判事補							最高裁判官実人数	高裁長官実人数	合計	基準日		
	定員	実人数	欠員	① 実人数 変化	② 新任 判事	②のうち 弁護士 任官者	直近の 新任判事 修習期	①-②	定員	実人数	欠員	③ 実人数 変化	④ 新任 判事補	直近の 新任判事補 修習期	③-④					
H14.7.1	1420	1401	19		60	0	44期		814	714	100		112	54期		15	8	2138	H14.7.1	
H15.7.1	1450	1436	14	35	90	1	45期	-55	829	722	107	8	106	55期	-98	15	8	2181	H15.7.1	
H16.7.1	1517	(不明)			80	94	0	46期		845	(不明)			101	56期		15	8	(不明)	H16.7.1
H17.7.1	1557	1516	41			92	1	47期	-106	880	783	97		109	57期	-48	15	8	2322	H17.7.1
H18.7.1	1597	(不明)			80	96	2	48期		915	(不明)			124	58期		15	8	(不明)	H18.7.1
H19.7.1	1637	1596	41			96	5	49期	-112	950	797	153		115	59期	-101	15	8	2416	H19.7.1
H20.7.1	1677	(不明)			76	79	2	50期	-97	985	(不明)			118	60期	-34	15	8	(不明)	H20.7.1
H21.7.1	1717	1672	45			94	3	51期	-102	1020	862	158		99	61期		15	8	2557	H21.7.1
H22.7.1	1782	1683	99	11	77	0	52期	-66	1000	895	105	33	106	62期	-73	15	8	2601	H22.7.1	
H23.12.1	1827	1800	27	117	79	0	53期	-67	1000	864	136	-31	102	63期	-133	15	8	2687	H23.12.1	
H24.12.1	1857	1825	32	25	101	0	55期	-76	1000	863	137	-1	102	64期	-103	15	8	2711	H24.12.1	
H25.12.1	1889	1846	43	21	100	1	56期	-79	1000	848	152	-15	92	65期	-107	15	7	2716	H25.12.1	
H26.12.1	1921	1876	45	30	102	1	57期	-72	1000	832	168	-16	96	66期	-112	15	8	2731	H26.12.1	
H27.12.1	1953	1915	38	39	115	0	58期	-76	1000	817	183	-15	101	67期	-116	15	8	2755	H27.12.1	
H28.12.1	1985	1948	37	33	109		59期	-76	1000	799	201	-18	91	68期	-109	15	8	2770	H28.12.1	
H30.2.1	1985	1983	2	35	111		60期	-76	1000	882	118	83	192	69期, 70期	-109	15	8	2888	H30.2.1	
H31.2.1	1985	2000	-15	17	93		61期	-76	1000	869	131	-13	96	71期	-109	15	8	2892	H31.2.1	
H32.2.1	1985	2024	-39	24	100		62期	-76	1000	856	144	-13	96	72期	-109	15	8	2903	H32.2.1	
H33.2.1	1985	2044	-59	20	96		63期	-76	1000	843	157	-13	96	73期	-109	15	8	2910	H33.2.1	
H34.2.1	1985	2064	-79	20	96		64期	-76	1000	830	170	-13	96	74期	-109	15	8	2917	H34.2.1	

修習期	新任 判事補数	任期終了 退官	新任 判事数	判事 昇格率
44期	65	0	60	92.3%
45期	98	0	90	91.8%
46期	104	3	94	90.4%
47期	99	4	92	92.9%
48期	99	0	96	97.0%
49期	102	1	96	94.1%
50期	93	2	79	84.9%
51期	97	0	94	96.9%
52期	87	1	77	88.5%
53期	82	0	79	96.3%
合計	926	11	857	92.5%

修習期	新任 判事補数	任期終了 退官	新任 判事数	判事 昇格率
54期	112	1	105	93.8%
55期	106	1	101	95.3%
56期	101	0	100	99.0%
57期	109	1	102	93.6%
58期	124	0	115	92.7%
59期	115			
60期	118			
61期	99			
62期	106			
63期	102			
合計	1092	3	523	

判事の定年退官 予定期	判事の定年退官 予定期者数
28年8月11日～ 28年12月1日	6
～30年2月1日	30
～31年2月1日	30
～32年2月1日	37
～33年2月1日	50
～34年2月1日	61

\* 11 最高裁判官及び高裁長官を除いた人数である。

\* 12 60歳代で依願退官する裁判官の合計は通常、定年退官より多い。